

自治会・町内会等法人化の手引き

— 認可地縁団体の設立に向けて —

【問合せ先】

廿日市市地域振興部地域振興課

住 所 廿日市市下平良一丁目11番1号

電 話 0829-30-9137 (直通)

FAX 0829-32-1059

〔令和5年改訂〕

目 次

I 認可地縁団体とは

1	認可制度について	2
2	対象団体	2
3	認可の要件	2

II 認可申請手続き

1	地縁団体認可までの主な手続きの流れ	5
2	認可申請の事前準備	6
3	認可申請の手続き	9
4	申請にあたっての注意点	9
5	認可告示	9

III 認可後の地縁団体について

1	認可後の自治会・町内会等の活動は	11
2	不動産登記の手続き	11
3	認可地縁団体の印鑑登録	12
4	各種課税関係について	12
5	変更があったとき	13
6	書面又は電磁的方法による決議について	14
7	その他	15
	《参考》自治会・町内会規約例	16

IV 様式集

1	認可申請書	22
2	告示事項変更届出書	23
3	規約変更認可申請書	24
4	告示事項証明書交付請求書	25
	《参考》地方自治法～抜粋～	26

V 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1	特例について	30
2	特例の適用を受けるための要件	30
3	特例の適用を受けるための公告申請手続	30
4	公告申請後の手続	31
5	その他	31

I 認可地縁団体とは

1 認可制度について

自治会・町内会は「権利能力なき社団」と位置付けられ、法人格を持てなかったことから、地区集会施設等の財産を持っている場合、当該団体の名義での不動産登記等ができませんでした。

そのため、不動産の登記名義を当該団体の会長個人又は役員の共有名義等としなければならなかったことにより、当該名義人の死亡による相続問題や、当該名義人の債権者による不動産の差押え等の財産上の問題が生じることがありました。

この認可制度は、このような問題を解消するため、不動産等を保有又は保有を予定している自治会・町内会に法人格を与え、当該団体名義での不動産登記等を可能にしようとするものであり、平成3年の地方自治法の改正により新たに創設された制度です。

制度創設時の趣旨から、自治会・町内会が法人格を得るためには、不動産等の保有を前提としていましたが、自治会・町内会の活動実態の高度化、多様化により、地域の課題解決に向けた幅広い活動が行われるようになっていくことを踏まえ、令和3年の法改正により、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、不動産等の保有予定の有無に関わらず、法人格を取得できるようになりました。(令和3年11月26日施行)

2 対象団体

この制度は、町・字の区域、その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」といいます。）、いわゆる自治会・町内会等を対象としていますので、次のような団体は対象となりません。

(1) 特定の目的の活動だけを行う団体

【例】スポーツ活動だけや環境美化活動だけを行う団体など

(2) 構成員に対して住所以外の特定の属性を要する団体

【例】老人会や子供会（年令の制限）、女性会（性別の制限）など

3 認可の要件

地縁による団体の認可を受けるための要件として、地方自治法では次の4つの要件を満たすことを求めています。

(1) 目的

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会所施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることを認められること。

<基本的な考え方>

認可申請する地縁による団体が、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とすることを規約に明記することが必要です。目的の中身として、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理といった具体的な活動内容も明らかにする必要があります。

なお、「現にその活動を行っていることを認められる」ための書類は、一般的には、総会などに提出された前年度の実績報告書などが考えられます。

(2) 区域

その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

<基本的な考え方>

地縁による団体の区域は、その団体が安定的に存在しているその現況によることとしています。これは、制度の趣旨が、現に存在する地縁による団体の地域的な共同活動が円滑に行われるようにすることであることから、認可に当たり新たに区域を設定したり、区域が不安定な状態にある地縁による団体に対し認可を行うことは、適当でないとの考え方によるものです。

(3) 構成員

その区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができ、相当数の者が現に構成員となっていること。

<基本的な考え方>

区域に住所を有するすべての個人が構成員となれる旨が規約に定められていること及びその相当数の者が現に構成員となっていることが認可申請に際し提出される構成員名簿により確認されることを求めるものです。

ここでいう「すべての個人」とは、「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味です。したがって、これに反するような構成員の加入資格等を規約に定めることは認められません。

また、「相当数」の判断は、各地域における自治会・町内会等への加入状況を勘案して個々具体的に行われるものですが、一般的には区域の住民の過半数が構成員となっている場合には概ね「相当数」とみなされるのではないかと考えられます。

(4) 規約

規約を定めていること。この規約には、①目的、②名称、③区域、④主たる事務所
の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する
事項、⑧資産に関する事項を定めなければならない。

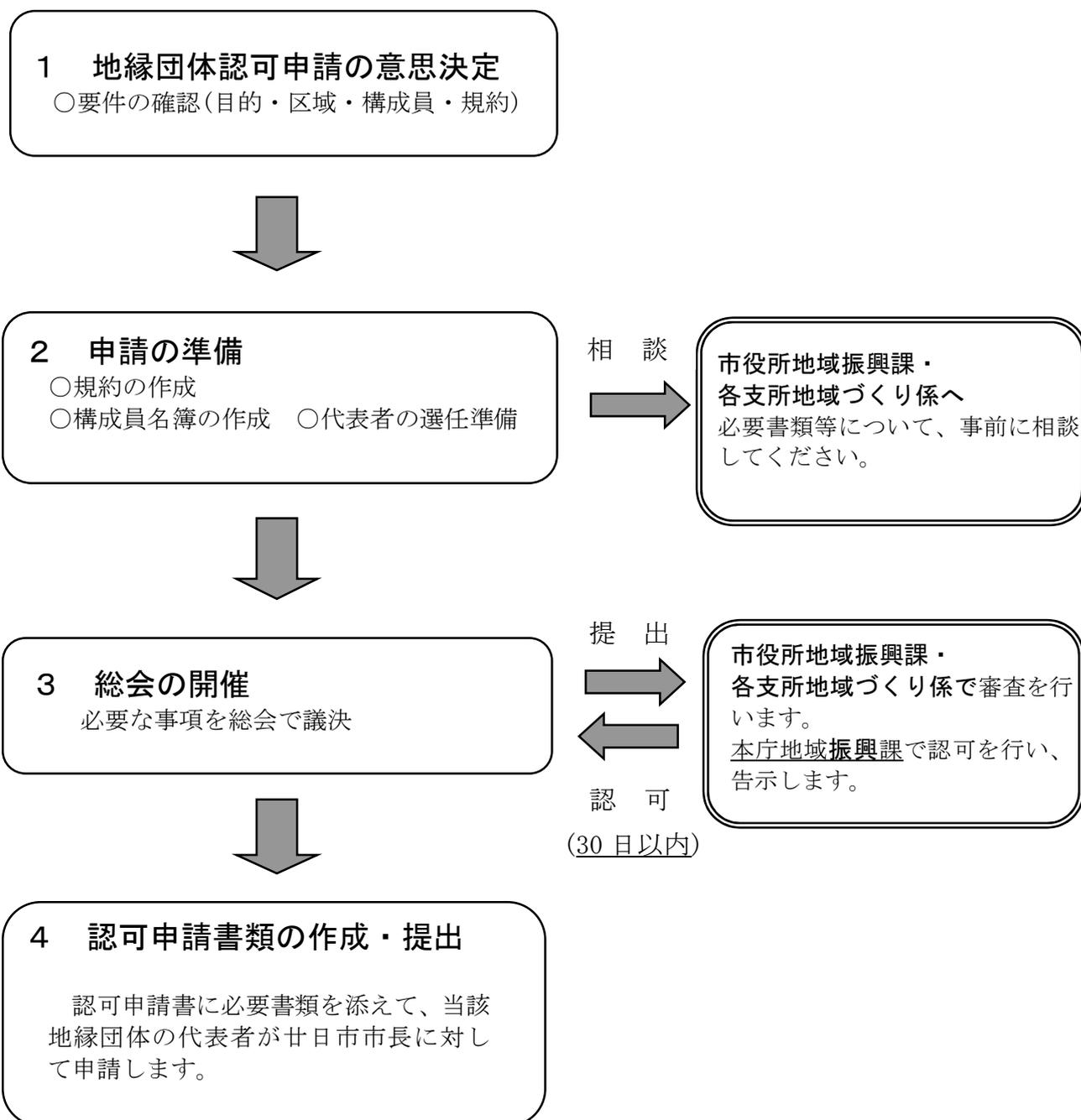
〈参考に規約の例をP 16から記載しています。〉

<基本的な考え方>

自治会・町内会等の中には規約を定めていない団体もあるかと思いますが、法
人格を得る上では規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織
の管理運営方法を明確にしておく必要があります。

Ⅱ 認可申請手続き

1 地縁団体認可までの主な手続きの流れ



2 認可申請の事前準備

地縁による団体の認可申請を行う前に、当該地縁団体の現行の規約に基づき総会を開催し、認可申請の要否の意思決定をします。

また、併せて規約の決定、構成員の確定、代表者の決定等を審議し、団体の意思決定をします。

(1) 規約の整備（定めなければならない事項）【参考規約をP16に記載】

ア 目的

活動内容を盛り込み、活動の目的が具体的に分かるように定めます。

イ 名称

これまで使用されていた名称でけっこうです。

ウ 区域

(ア) 自治会・町内会等の活動の基盤となる区域を定めます。

(イ) 表示の仕方は、住居表示や、住居表示のなされていない区域では、地番を基本としますが、河川や道路などを目安に「〇〇川の北側」など、会員の方々に明確に分かる方法で、表記されてもけっこうです。

(ウ) 併せて区域図も作成してください。

エ 主たる事務所の所在地

主たる事務所の所在地は、代表者の住所でも、自治会・町内会等保有の集会所でもかまいません。

オ 構成員の資格に関する事項

(ア) 加入・脱退・手続きなどを定めます。

(イ) 構成員の基本は、区域に住所を有する全ての個人であることを定めます。

(※「全ての個人」とは、「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人全て」です。)

(ウ) 区域の全員が加入できること及び正当な理由がない限り加入を拒んではならないことは、必ず定めてください。

(エ) 法人も構成員となることができますが、その場合は、賛助会員の扱いが適当と思われます。

カ 代表者に関する事項

- (ア) 選任・任期・解任の手続き、代表者の職務などを定めます。
- (イ) 代表者の権限、代表者の権限に加える制限については、地方自治法第260条の5から第260条の10までに規定されているので、これらの規約事項を定める場合は留意してください。

キ 会議に関する事項

- (ア) 総会・臨時会などの開催手続き、会議の権限について定めます。
- (イ) 総会・臨時会・招集・議決については、地方自治法第260条の13から第260条の19までに規定されているので留意してください。
- (ウ) 各構成員の表決権は平等です。ただし、従来 of 自治会・町内会等においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたものと思われまふ。そうしたことを勘案して、特定事項について世帯の表決権を1票とすることは可能ですが、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であることが認められる事項に限られるものです。なお、そうした場合においても、世帯内の構成員の表決権を剥奪することは認められません。
- (エ) 規約の変更、財産処分及び解散の議決、代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等、また、代表者や監事の選任等の重要案件については、世帯の表決権を1票とすることは適当とは考えられません。

ク 資産に関する事項

保有資産の構成、管理・運営方法、会費などについて定めます。

(2) 構成員の確定

構成員を明確にする上から、申請前の総会で構成員を確定する必要があります。

なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

(3) 代表者の決定

認可申請は、当該地縁団体の代表者が行うことになっていることから、申請前の総会で代表者の決定をする必要があります。

〈総会議事録（例）〉

令和〇〇年度 〇〇町内会定期総会議事録

- 1 開催場所 〇〇集会所
- 2 開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時開会
- 3 総会員数 〇〇〇人
- 4 出席した会員数 〇〇〇人（内訳 本人出席〇〇人、委任状出席〇〇人）
- 5 代表者あいさつ 代表者〇〇があいさつを述べた。
- 6 議長選任の経過 議長に〇〇を選出した。
- 7 議事録署名人指名（選出）の経過 議事録署名人に〇〇及び〇〇を選出した。
- 8 議事の審議の経過及び議事別議決の結果
 - 第1号議案 認可申請について
 - 第2号議案 認可申請に伴う規約変更について
 - 第3号議案 資産の確定について
 - 第4号議案 構成員の確定について
 - 第5号議案 代表者の選任について

※ 議案ごとに協議の様子、議決結果を記載してください。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は、下記に署名、押印する。

令和 年 月 日

〇〇町内会総会

議長 〇〇 〇〇 印

議事録署名人

〇〇 〇〇 印

〇〇 〇〇 印

3 認可申請の手続き

(1) 認可申請書

代表者が、申請書に必要書類を添えて、申請してください。

(2) 添付書類

ア 規約【規約例をP16に記載しています。参考にしてください。】

※参考資料として、町内会等の区域図を添付してください。

イ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

議事録に議長及び議事録署名人（規約で書記が定められている場合は書記）が署名・押印したものです。

ウ 構成員名簿

構成員全員の住所及び氏名を記載します。

※世帯単位ではなく、個人単位で記載します。構成員ということであれば、未成年者等であっても、記載してください。

エ 活動状況を示す書類

前年度の事業実績報告書、当該年度の事業計画書などです。

オ 申請者が代表者であることを証する書類

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの）と、申請人個人が同意した就任承諾書です。

4 申請にあたっての注意点

(1) 認可申請にあたっては、必ず現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の可否だけでなく、規約の整備、代表者の決定、区域の確定、構成員の確定、保有財産の確定等についても審議してください。

(2) 特に規約については、必ず見直しをしていただき、許可要件に合致するよう規約の改正をしてください。

また、総会を開催する前に、規約の改正案について事前に地域振興課又は各支所地域づくり係にご相談ください。

(3) 認可を受けた団体は、地方自治法の適用を受けることとなりますのでご注意ください。

5 認可の告示について

- (1) 提出された申請書類は、地方自治法第260条の2の「要件」を満たしているかどうか審査されます。要件を満たしていれば認可し告示を行います。
また、告示事項を記載した台帳を作成します。
- (2) この告示は、法人登記に代わるものです。これによって自治会・町内会等が法人格を持つこととなります。
- (3) 不動産登記の手続き等で、告示事項の証明が必要な場合は、次の書類を地域振興課又は各支所地域づくり係に提出してください。

【申請に必要なもの】

ア 告示事項証明書交付請求書

イ 証明発行手数料（交付の際、1部につき、300円）

Ⅲ 認可後の地縁団体について

1 認可後の自治会・町内会等の活動は

自治会・町内会等は、認可された後においても、住民の方により自発的に形成された団体であるという団体の性格は変わるものではありません。認可前と同様、良好な地域社会の維持及び形成に役立つ地域的な共同活動を行ってください。この趣旨を明らかにするため、地方自治法第260条の2において、認可を受けた自治会・町内会等の活動について、次のような規定がおかれています。

- (1) 市町村の認可は、当該認可地縁団体を、公共目的その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。(同条第6項)
- (2) 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。(同条第8項)
- (3) 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。(同条第9項)
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。(同条第15項)

2 認可地縁団体の印鑑登録

印鑑登録は、認可地縁団体の印鑑を公に立証するための制度です。不動産の登記など、法令に基づいて提出を義務付けられている場合などは、「印鑑登録証明書」が必要となります。地域振興課又は各支所地域づくり係に、必要書類を提出してください。

(1) 印鑑の登録申請

認可地縁団体の印鑑を1地縁団体につき1個登録できます。登録申請をできるのは、原則として代表者本人のみです。

ア 登録時に必要なもの

- (ア) 認可地縁団体印鑑登録申請書
- (イ) 登録する印鑑
- (ウ) 代表者個人の印鑑（廿日市市に印鑑登録をしてあるもの）
- (エ) 印鑑登録証明書

イ 登録できない印鑑

- (ア) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (イ) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30ミリメートルに収まらないもの
- (ウ) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (エ) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

(2) 印鑑登録証明書の交付

印鑑の登録後は、不動産の登記などに必要な「印鑑登録証明書」の交付を受けることができます。交付申請をできるのは、原則として代表者本人のみです。

【申請に必要なもの】

ア 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

イ 証明発行手数料（1通につき300円）

3 不動産登記の手続き

現在、会長や役員の方などの個人あるいは共有の名義になっている不動産は新たに認可された自治会・町内会等の団体の名義へ、法務局で移転登記を行うこととなります。

不動産登記についての詳しい手続きについては、法務局へお問い合わせください。なお、移転登記には、告示事項証明書（台帳の写し）が必要となります。

（※10ページを参照してください。）

4 各種課税関係について

認可地縁団体に係る税金関係は、認可の前後で変わらないように措置されています。必要な手続きの方法や詳しい内容は、各担当窓口にお問合せください。

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業をしない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割りのみ課税 減免措置あり	均等割と法人税額（所得割額） 課税
	固定資産税	固定資産税の評価額で課税 減免措置あり	固定資産税の評価額で課税 課税
県税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割と法人税額（所得割額） 課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	減免措置あり	課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

【問合せ先】

(1) 市税

ア 法人市民税【市役所 課税課市民税係 30-9113】

イ 固定資産税【市役所 課税課土地係 30-9115、課税課家屋係 30-9116】

(2) 県税

各種県税【西部県税事務所 廿日市分室 32-1181】

(3) 国税

各種国税【廿日市税務署 32-1217】

5 変更があったとき（地方自治法第260条の2第11項）

(1) 告示の内容に変更があったとき

次の事項に変更があったときは、「告示事項変更届出書」により、告示された事項に変更があった旨を証する書類（議長及び議事録署名人が署名・押印したものを添付して届け出てください。

ア 名称

イ 規約に定める目的

ウ 区域

エ 主たる事務所

オ 代表者の氏名及び住所

カ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

キ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

ク 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

(2) 規約の内容に変更があったとき

規約に定めている内容に変更があったときは、「規約変更認可申請書」により申請してください。

申請書には、次の書類を添付します。

ア 規約変更の内容及び理由を記載した書類

イ 規約変更を総会で議決したことを証する書類（議長及び議事署名人が署名押印したもの）

6 書面又は電磁的方法による決議について（地方自治法第260条の19の2）

地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体において、構成員全員の承諾があるとき又は決議事項について全員の合意があるときには、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことが可能になりました（令和4年8月20日施行）。

第260条の19の2 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

2 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

3 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

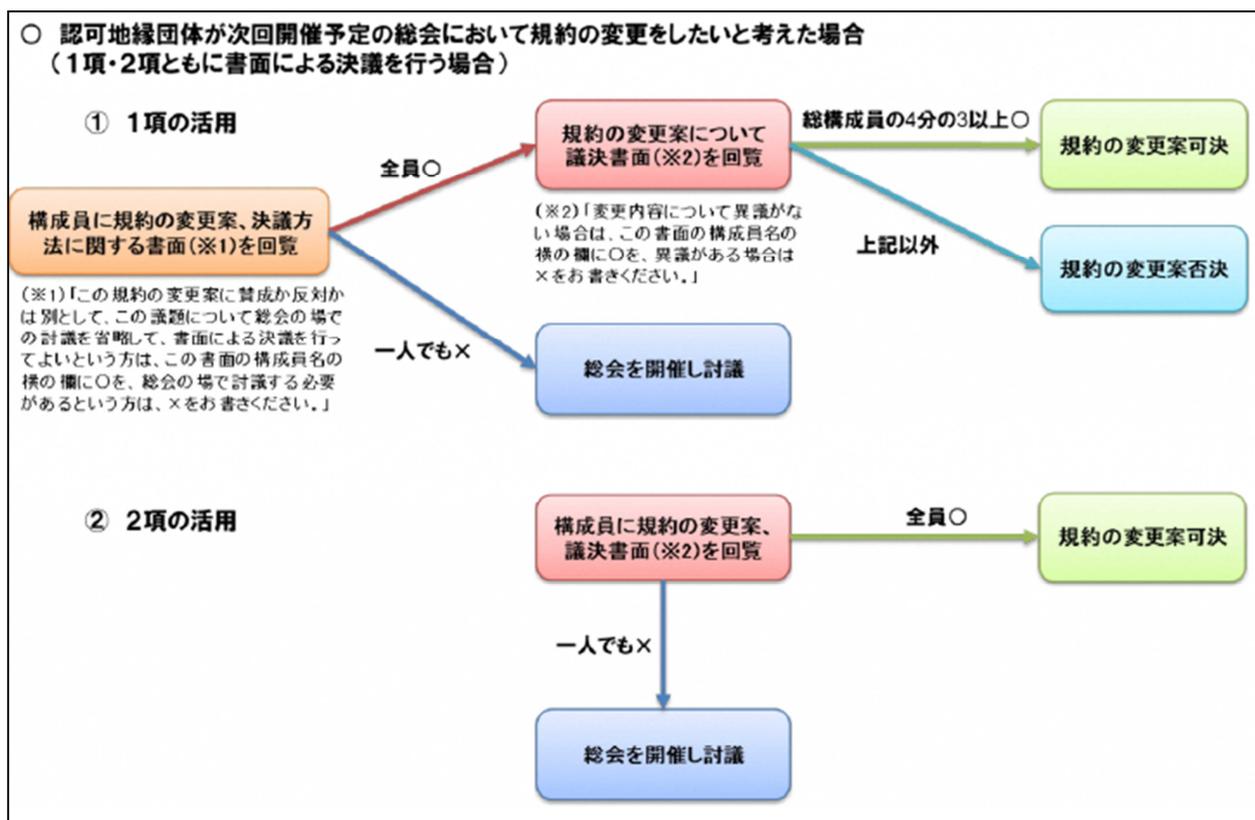
4 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

地方自治法第260条の19の2第1項の場合には、まず、本来であれば総会において決議すべき事項について総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことについて構成員に確認し、全員の承諾が得られた場合には、総会を開催せずに、決議事項についての賛否を問い、書面又は電磁的方法により決議を行うこととなります。

また、この場合には、通常どおりの決議要件が適用されます。

一方、同条第2項の場合には、本来であれば総会における決議事項について構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があり、当該決議事項について構成員全員の賛成の意思が確認できた場合には、当該合意をもって書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなされます。

以上のとおり、第260条の19の2第1項の場合には計2回構成員の意思を確認する必要があるのに対して、同条第2項の場合は1回の意思の確認で足りるという違いがありますが、その代わりとして、同条第1項の場合は、通常決議要件が適用されるため必ずしも全員の賛成がなくとも可決することができるのに対して、同条第2項の場合は全員の賛成がなければ可決することができないという違いがあります。すなわち、第260条の19の2第2項は構成員の意思確認が1回で済むという点において、同条第1項よりも機動的ではありますが、その代わり決議要件という点においては同条第2項の方が厳しい規定となっています。



7 その他

(1) 認可の取り消し（地方自治法第260条の2第14項）

認可後、地方自治法第260条の2第2項に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことがあります。

(2) その他の義務等

ア 財産目録及び構成員名簿の作成（地方自治法第260条の4第1項）

財産目録及び構成員名簿を作成し、常に主たる事務所に備え置いてください。

イ 総会の開催（地方自治法第260条の13）

少なくとも毎年1回、通常総会を開催する義務があります。

《参考》自治会・町内会規約例

〇〇自治会(町内会)規約(会則)

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、〇〇市△△町×番□号から××番□□号までの区域とする。

(注) 区域は客観的に明らかなものであることが必要です。

地番や住居表示による表示が難しい場合は、地域振興課又各支所地域づくり係に相談してください。また、参考に区域図を作成して添付してください。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、□□県〇〇市△△町×番□号に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(注) 年齢・性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議

決する。

(注) 年度終了後3箇月以内に財産目録を作成する必要があるため(法第260条の4)、総会も年度終了後3箇月以内に開催する必要があります。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

(注) 少なくとも5日前

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) ○○○○○○○○
- (2) ××××××××

(総会の書面表決等)

(注) 電磁的方法とは、電子メール、ウェブサイト、アプリケーション等を利用する方法、情報をディスク等に記録して、該当ディスクを交付する方法等が考えられます。

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印をしなければならない。

第5章 役員会

（役員会の構成）

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会で定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、廿日市市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 破産手続開始の決定

(2) 認可の取消し

(3) 総会の決議

(4) 構成員が欠けたこと

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

(注) 4分の3以上がのぞましい

第38条 本会の解散の時に有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の

議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が定める。

附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

IV 様式集

年 月 日

廿日市市長 様

認可を受けようとする地縁による団体の名称
及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約（町内会等の区域図を含む）
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（前年度の事業実績報告書、当該年度の事業計画書など）
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

年 月 日

廿日市市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

年 月 日

廿日市市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

年 月 日

廿日市市長 様

請求者 氏名

住所

告 示 事 項 証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法第260条の2第12項の規定により、地縁による団体の認可を受けた下記の団体の告示事項証明書を請求します。

記

1 請求に係る団体 (1) 名 称

(2) 主たる事務所の所在地

2 必要通数 通

《参考》 地方自治法～抜粋～

《代表者に関する事項》 P. 6 関連

第260条の5 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第260条の6 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第260条の7 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

《会議に関する事項》

第260条の13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第260条の14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第260条の15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

第260条の16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第260条の17 認可地縁団体の総会においては、第260条の15の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- 2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- 3 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。
- 4 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第260条の19 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第260条の19の2 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

- 2 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。
- 3 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- 4 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

《認可後の地縁団体の活動について》P. 11 関連

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

(4) 規約を定めていること。

3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 区域

(4) 主たる事務所の所在地

(5) 構成員の資格に関する事項

(6) 代表者に関する事項

(7) 会議に関する事項

(8) 資産に関する事項

4 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

5 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。

6 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

7 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

10 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

11 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、

総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

- 1 2 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- 1 3 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- 1 4 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- 1 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- 1 6 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第3項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- 1 7 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

V 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1 特例について

認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記は、個人での登記が代々相続登記がされていないなど、権利関係が複雑化しており、不動産登記法に則った手続きをとることが難しい場合があります、認可地縁団体への所有権の移転の登記に支障をきたしていました。

そこで、一定の手続きを経て、市が証明書を発行することで、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことができるようになりました。

2 特例の適用を受けるための要件

認可地縁団体が所有する不動産について、この特例の適用を受けるには、市に公告を求める旨を申請しなければいけません。

次の要件を全て満たした場合に限り、この公告の申請を行うことができます。

(1) 当該不動産を所有していること

地縁による団体名義で登記ができなかったことにより、便宜上、認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であったものが登記名義人となっている不動産が対象であり、申請時点で認可地縁団体が所有していることが要件です。

(2) 当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること

(3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であったこと

(4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

3 特例の適用を受けるための公告申請手続き

(1) 公告申請書

代表者が、申請書に必要書類を添えて、申請してください。

申請書の記載事項は、市に備え付けられている台帳と一致させる必要があります。

(2) 添付書類

ア 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書

広島法務局廿日市支局で取得することができます。

イ 申請者が代表者であることを証する書類

認可の申請を行った際に提出したものと同様の書類（代表者選出時の総会議事録及び代表者の就任承諾書）が必要です。

代表者が変更している場合は、告示事項の変更を届け出た際に提出した書類を添付してください。

ウ 次の事項を疎明するに足りる資料

(ア) 不動産を所有及び10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること

例) 団体の事業報告、公共料金の支払領収書、閉鎖登記簿の登記事項証明書または謄本、旧土地台帳の写し、固定資産税の納税証明書、固定資産課税台帳の記載事項証明書

(イ) 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であったこと

例) 構成員名簿、市の所有する地縁団体台帳、墓地の使用者名簿

(ロ) 不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

例) 登記記録上の住所の属する市町村の長が登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面、配達証明付き郵便が不到達であったことを照明する書面、精通者が証言した書面

※少なくとも一人について、これらの資料を添付

4 公告申請後の手続

公告の申請後、市長が、「申請を行った認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、異議を述べるべき」旨の公告をします。

(1) 異議を述べるものが現れなかった場合の手続

所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなされ、所有権の保存の登記の申請や、単独で所有権の移転の登記を申請することができます。

(2) 異議を述べるものが現れた場合の手続

認可地縁団体に対し、異議を述べた登記関係者等の氏名や住所、異議を述べた理由が通知され、公告による手続きは中止されます。認可地縁団体は、当該者との協議等を行うことが可能です。

5 その他

認可地縁団体の不動産登記の特例制度において、市は登記関係者が期間内に異議を述べなかったことを証する情報提供をするだけであり、当該不動産登記の正当性を認

めたり所有権の有無を確立させたりするものではありません。